

（総則）

- 第1条 賃借人（立川市（発注者）をいう。以下同じ。）及び賃貸人（立川市との契約の相手方（受注者）をいう。以下同じ。）は、契約書及びこの約款に基づき、別添の仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 賃借人及び賃貸人は、契約書及びこの約款に基づき、別添の仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 3 賃貸人は、仕様書等記載の物件（以下「この物件」という。）を契約書記載のリース期間、仕様書等に従い賃借人に賃貸（リース）するものとする。
- 4 この契約において、契約期間とは、契約締結日からリース期間の末日までの間をいう。
- 5 賃貸人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、賃借人の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約である。

（リース料）

- 第2条 賃貸人は、この物件を賃借人が使用した月の翌月以降、毎月1回リース料（月額）を賃借人に請求することができる。
- 2 前項のリース料は、月の初日から末日までを1月分（月額）とする。
- 3 賃借人は、第1項の規定により賃貸人から請求があったときは、その請求を受理した日から起算して30日以内に、第1項に定めるリース料を賃貸人に支払うものとする。

（公租公課）

- 第3条 この物件に係る自動車税等は、賃貸人の負担とする。
- 2 消費税及び地方消費税相当額は、賃借人の負担とする。

（物件の納入等）

- 第4条 賃貸人は、リース期間の開始日（以下「使用開始日」という。）にこの物件の登録を行い、契約書及び仕様書等で指定された場所へ賃貸人の負担で速やかに納入し、賃借人の使用に供しなければならない。この場合において、使用開始日にこの物件を登録することが困難なときは、使用開始日後速やかに登録を行い、納入するものとする。
- 2 賃借人は、賃貸人から物件の納入を受けたときは、遅滞なく検査を行うものとする。
- 3 検査に合格したときは、賃借人はこの物件の引渡しを受けたものとし、必要に応じて

この物件の物件受領書等を賃貸人に速やかに交付するものとする。

4 第2項の検査に直接必要な費用は、賃貸人の負担とする。

5 賃貸人は、この物件を納入した場合において、その全部又は一部が第2項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物件を納入しなければならない。この場合においては、第2項から第4項までの規定を準用する。

（物件の使用、保管等）

第5条 賃借人は、この物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 賃借人は、この物件を本来の用法によって使用し、かつ、賃借人の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

（物件の保守等）

第6条 リース期間中の物件の保守については、仕様書等に基づき、賃貸人が実施するものとする。この費用については、賃貸人の負担とする。

（契約不適合責任）

第7条 賃貸人は、この物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものがある場合は、特別の定めのない限り、契約期間中、補修、引換え、補足又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。

（所有権の表示等）

第8条 賃借人は、賃貸人からこの物件に賃貸人の所有権を明示する標識を設置する指示があったときは、これに従わなければならない。

2 賃貸人は、契約期間中、賃借人の承諾を得て、この物件の保管に立ち入って、物件の現状、保管状況等を調査することができる。

（物件の原状変更）

第9条 賃借人は、次に掲げる行為をするときは、賃貸人の承諾を得るものとする。

(1) この物件に装置、部品、附属品等を付着し、又はこの物件からそれらを取り外すとき。

(2) この物件を他の物件に付着するとき。

(3) この物件に付着した表示を取り外すとき。

(4) この物件の保管を他へ移動するとき。

（物件の滅失又は毀損）

第10条 この物件の返還までに生じた物件の滅失又は毀損については、賃借人がその責めを負うものとする。ただし、通常の損耗及び減耗は、この限りでない。

2 この物件が毀損したときは、賃借人と賃貸人とが協議のうえ措置をとるものとし、その費用は、賃借人が負担する。

3 この物件の一部又は全部が滅失したときは、賃借人は、その損害を賠償しなければならない。

4 前項の場合においては、第16条に定める規定損害金の支払完了と同時にこの契約は終了する。ただし、物件が複数ある場合において、その一部が滅失した場合は、当該滅失した物件に対応する部分の契約のみ終了する。

5 前各項の規定にかかわらず、物件の滅失又は毀損の原因が、天災その他賃貸人及び賃借人の双方の責めに帰すことができないものである場合は、賃借人と賃貸人とが協議し

て定める。

（物件の返還等）

第11条 賃借人は、この契約が終了したときは、次条の規定に基づく契約更新を行う場合を除いて、この物件を原状に回復（通常の損耗を除く。）して返還するものとする。

2 賃貸人は、この契約が終了したときは、次条の規定に基づく契約更新を行う場合を除いて、速やかにこの物件を撤去するものとし、これに要する費用は、賃貸人の負担とする。

3 賃借人は、前項の規定による撤去に際して必要があるときは、賃借人の職員をして立会い、指示その他の方法により、賃貸人の履行状況を監督させることができる。

4 賃借人は、賃貸人が正当な理由なく、相当期間内にこの物件を撤去せず、又は保管場所の原状回復を行わないときは、賃貸人に代わってこの物件を処分し、又は保管場所の原状回復を行うことができる。この場合においては、賃貸人は、賃借人の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、賃借人の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

（契約の更新）

第12条 リース期間中に賃借人から申出があった場合は、リース契約を更新することができる。ただし、契約の更新内容及び再リース料については、賃借人と賃貸人とが協議のうえ定めるものとする。

（契約解除及び契約が解除された場合等の違約金）

第13条 賃貸人は、賃借人がリース料の支払いを怠り、その他この契約条項に違反したときは、賃借人に通知することにより、催告をしないでこの契約を解除することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、賃貸人は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として、賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 賃貸人が賃借人の責めに帰すべき事由によらずに契約を解除したとき。

(2) 賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等（賠償金の予定）

第14条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の100分の30に相当する額を賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。履行が完了した後も同様とする。ただし、第2号のうち、刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、賃貸人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引

の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(2) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人に対する刑）が確定したとき。

2 前項の場合において、賃貸人が共同企業体であり、既に解散されているときは、賃借人は、賃貸人の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、賃貸人の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を賃借人に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、賃借人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（賠償金等の徴収）

第15条 賃貸人がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃借人は、その支払わない額に賃借人の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ、契約金額に当該契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合（年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする（以下「遅延利息の率の割合」という。）。）で計算した額の利息を付した額と、賃借人の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときはこれを追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合には、賃借人は、賃貸人から遅延日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（規定損害金）

第16条 第10条における規定損害金の金額は、残リース料相当額とする。

（予算の減額等による契約変更等）

第17条 賃借人は、この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定による契約の変更又は解除により賃貸人に損害が生じたときは、賃借人は、賃貸人に対してその損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、賃貸人と賃借人とが協議のうえ定めるものとする。

（疑義の決定等）

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、賃借人及び賃貸人が協議のうえ解決するものとする。

（暴力団等排除に関する特約条項）

第19条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

立川市における契約に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 発注者 立川市をいう。
- (2) 受注者 立川市との契約の相手方をいう。当該相手方が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 反社会的勢力 暴力団、暴力団員等、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不正行為を行う者又は団体その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体をいう。
- (6) 不当要求行為等 次に掲げる行為をいう。
 - ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
 - イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
 - ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
 - エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - オ 前各号に掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全確保又は作業の実施に支障を生じさせる行為
- (7) 個人又は法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者、法人の役員（役員として登記又は届出されてないが、実質上経営に関与している者を含む。）、支店若しくは営業所を代表する者又は直接雇用契約を締結している正社員
(受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、受注者が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することがでる。

- (1) 個人又は法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) 個人又は法人の役員若しくは使用人がいかなる名義であるかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (3) 個人又は法人の役員若しくは使用人が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 個人又は法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
 - (5) 個人又は法人の役員若しくは使用人が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他自らが行う契約において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- 2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。
- 4 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、当該違約金を連帯して支払わなければならない。

(不当要求等を受けた場合の措置)

第4条 発注者及び受注者は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換、調査協力等を行うものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に関して不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
 - (2) 下請業者又は工事関係業者（以下「下請業者等」という。）が不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者等を指導すること。下請業者等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
 - (3) 受注者が下請業者等と契約を締結する場合は、当該契約において第3条第1項及び第5条第1項と同様の内容を規定しなければならない。
- 2 受注者が前項に規定する報告、届出等を怠ったときは、発注者は、必要に応じて契約解除、参加停止、違約金の請求など必要な措置を講じることができる。下請業者等が報告を怠った場合も同様とする。
- 3 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。